

尼崎市市民意見聴取プロセス実施要綱の解説

平成24年1月1日制定
令和元年6月3日最終改正

(この要綱の目的)

第1条 この要綱は、市民の意見を聴取するプロセスについて必要な事項を定めることにより、本市の施策の立案過程において市民等の市政への参加機会を拡大させるとともに、行政としての説明責任を果たすことにより、透明で開かれた市政運営を目指すことを目的とする。

(考え方)

・この制度は、本市の基本的な計画や方針を定める条例、また主要な施策などを立案する場合に、着手、検討・構想、素案などの段階でその趣旨、目的、立案に係る考え方など必要な資料を添えて市民の皆さんに公表することで、それまで意思形成の段階で意見を述べる機会の少なかった市民の皆さんに、意見の提出を通して市政への参画の機会を確保し、自らが市政に参画しているという自覚を高めていただくことで、市民の皆さんとの協働による開かれた市政運営を目指します。

・また、立案しようとする施策の概要や本市の考え方をわかりやすく公表することで行政の説明責任を果たし、立案から決定までの意思形成過程における公正の確保と透明性の向上を図ります。

・具体的には、本市が計画などを立案する早い段階から施策の基本的な情報やその後のプロセスなどを広く知らせ、市民の皆さんに関心と理解をもっていただきます。また、施策の立案の熟度が比較的低い段階（素案を策定する前の段階）で、アンケートや説明会などを通して、市民の皆さんの意向や意見を聴取し、施策の検討に活かしていくとともに、その後の素案を示す段階で、市民意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、市民の皆さんからの行政とは異なる視点でいただいた意見を募集し、施策をより良いものにしていきます。

・なお、賛成・反対の意見の多さにより本市の意思決定の方向を判断するものではありません。従って、多数意見も少数意見も一つの意見として同じ扱いとします。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民意見聴取プロセス

本市の施策の立案過程において、立案しようとする施策の基本的な考え方、当該施策の立案の着手から意思決定までの手順等を公表し、当該施策に関する市民等の意向及び意見（以下「意見等」という。）を聴取する機会を確保し、当該意見等を踏まえて当該施策の内容を検討し、意見公募手続を実施する一連の手続をいう。

(2) 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

(3) 市民等

尼崎市政に関心がある全ての者をいう。

(4) 意見公募手続

本市の施策の立案過程において、施策の案（趣旨、目的、背景等を含む。）を公表して当該施策に対する市民等の意見を公募するとともに、当該意見の概要及び当該意見に対する本市の考え方を公表する一連の手続（パブリックコメント）をいう。

（考え方）

- ・ 施策の概要と施策の立案までのスケジュール（政策形成プロセス）をあわせてお示しすることとし、市民の皆さんに本市が何をどのように進めていこうとしているのかについて明らかにします。
- ・ 実施機関とは、この要綱において市民意見公募手続を実施する本市の機関をいいます。
- ・ 議会は議決機関という性格上、この要綱の実施機関には含めないものとします。
- ・ この制度では、広く意見を募集することで各種情報や専門的知識の提供も期待できることから、居住地や年齢にかかわらず、本市の市政に関心をもっていただけるすべての方々を市民等と定義します。
- ・ 意見公募手続は、施策の素案を公表する段階の他、施策の内容等に応じて、市民意見聴取プロセスにおける検討・構想などの段階でも実施することがあります。
- ・ 市民意向調査（第5条）や市民意見公募手続（第7条）の実施時において、それぞれの時点までの検討の過程で出された論議の内容をメリット・デメリットなどととも示すことを「複数案の提示」とし、①検討を行った複数案、②比較検討した論点等を「議論」の内容として提示します。こうしたことにより、市民の皆さんの施策への関心と理解を高め、広く意見を聴取しやすくします。

（対象）

第3条 市民意見聴取プロセスを経る必要がある施策は、次のとおりとする。

- (1) 本市の基本的な制度、計画等の策定又は改廃
- (2) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例、規則等の制定又は改廃
- (3) 前2号に掲げる施策以外の本市の主要施策
- (4) その他実施機関が必要と認めるもの

（考え方）

- ・ 基本的に、市内全域又は全市民、あるいは一定の地域にかかる本市の基本的な方向性を示す計画や条例、政策などが対象となります。ただし、市民生活や事業活動に直接かつ重大な影響を与えない軽微な施策の策定や改廃（非常に限定された区域や特定範囲の者のみを対象としたもの、あるいは市民等に直接の影響が及ばない行政組織内部にのみ適用されるものを含む）については、この制度手続の対象とはなりません。
- ・ 具体的な対象施策例
 - (1) 「本市の基本的な制度、計画等」 基本構想、総合計画、実施計画、憲章、宣言など
 - (2) 「市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例、規則等」 公の施設設置管理条例、住環境整備条例、水道給水条例、市税条例など
 - (3) 「本市の主要施策」 上記以外で新年度に実施予定の施策のうち、市民生活に与える影響が少ない事業や内部管理的事業を除いた事業が対象となります。
- ・ 対象外とする案件は、限定的に解釈し、原則としては広く市民等の意見を聴くものとします。

2 前項の規定にかかわらず、施策が次に該当するときは、当該施策は、市民意見聴取プロセスを経ないことができる。この場合において、第3号に該当することにより市民意見聴取プロセスを経なかった施策については、実施機関は、速やかに、その理由及び当該施策の内容を公表しなければならない。

- (1) 法令に基づく制度の新設又は改廃に係る施策で、本市に裁量の余地がないもの
- (2) 法令等により、公聴会の開催又は公告及び縦覧等の手続きが定められ、市民等の意見を反映する機会が確保されているもの
- (3) 緊急を要する施策その他やむを得ない理由があると認められるもの

(考え方)

・法令等に基づき制度の新設や改廃を伴うもので、負担割合や義務などが定められているなど、本市の裁量の余地がない場合については、市民意見聴取プロセスの対象外とします。

・法令等により意見公募手続と同様の手続が確保されている場合には、効率性や費用対効果の観点から、対象外とします。例：都市計画決定手続に関する要綱、特定個人保護評価(PIA)

・緊急的に実施する必要がある施策で、市民意見聴取プロセスを実施する期間を確保できない場合には、対象外としますが、この場合、意思決定を行った後、速やかに実施しなかった理由とその事業の内容を公表するものとします。具体的には災害等の緊急な事態への対応が考えられます。

(市民意見聴取に係る施策の概要及び政策形成プロセス計画書の公表)

第4条 実施機関は、施策(第3条の規定により市民意見聴取プロセスを経るものに限る。以下同じ。)の立案の着手段階において、当該施策の現状、課題等が記載された書類(様式1)及び当該施策の立案の着手から意思決定までの手順等が記載された書類(様式2)を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、市政情報センター、各地域振興センター、園田東会館、阪神尼崎サービスセンター、JR尼崎サービスセンター、阪急塚口サービスセンター、北部保健福祉センター、南部保健福祉センター、各図書館その他実施機関が指定する場所における閲覧、本市ホームページへの掲載等によって行うものとする。

3 実施機関は、前項の規定により同項に規定する書類を公表しようとするときは、あらかじめ、政策推進会議の意見を聴かななければならない。

(考え方)

・施策の概要と施策の立案までのスケジュール(政策形成プロセス)をあわせて公表し、市民の皆さんに本市が何をどのように進めていこうとしているのかについて明らかにします。

(市民意向調査の実施)

第5条 実施機関は、前条第1項の規定による公表をしたときは、市民等の意見等を聴取するための手法で次の各号に掲げるもののうちから、施策の内容等に応じ効果的なものを選定し、これを適切な時期に実施するものとする。

- (1) アンケート
- (2) タウンミーティング
- (3) ホームページによる意見募集
- (4) ワークショップ
- (5) その他市長が別に定める手法

2 市長は、より効果的な市民等の意見等を聴取するための手法について、必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

3 専門性が高い等の理由によって、実施機関がその効果を十分に発揮できないと定める施策については、市民意向調査を省略することができる。

(考え方)

・「市民意見聴取プロセス」は、対象案件が多岐にわたることから、施策を所管する局が適切と考える方法により、実施します。

なお、案件に応じて、より多くの市民の皆さんのご意見をいただくため、講義主体の市民説明会の形式だけではなく、市民との対話を重視した、タウンミーティングやワークショップを積極的に取り入れます。

・また、熟度の低い段階では、十分な情報提供ができない等の事由によって、ご意見を伺う段階ではないと判断するものや、専門性が高く市民生活に馴染みのないことから、広く市民の皆様にご意見を伺うことが困難であるものについては、効率性や費用対効果の観点から、市民意向調査を省略できることとします。

・効果的な市民意見聴取の手法については、引き続き研究するよう努めます。

(聴取した意見等の取扱い)

第6条 実施機関は、前条第1項の規定により意見等を聴取したときは、当該意見等に係る施策について、当該意見等を考慮して検討を行わなければならない。

(意見公募手続の実施)

第7条 実施機関は、施策を策定しようとするときは、あらかじめ、意見公募手続を行うものとする。この場合において、実施機関は、当該施策に係る次に掲げる事項が記載された書類(様式3)及び当該施策に対する市民等の理解を深めるために必要な資料を公表し、当該施策に対する市民等の意見を公募しなければならない。

(1) 施策の概要、背景・問題点、対応策等、第5条第1項の規定により聴取した意見等の概要、当該意見等を踏まえた施策の検討経過、その他施策の立案に至った本市の考え方等

(2) 第10条第1項の規定による意見公募手続の結果の公表時期及び公表方法、施策実施までのスケジュール等

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(考え方)

・意見公募手続に関する一連の事務は、実施機関の所管課長が行います。

・施策の必要性を市民の皆さんに理解していただくためには、可能な限り資料を公表していく必要があります。資料の作成にあたっては、行政用語や専門用語を避け、必要であれば注釈を付けるほか、言い換え、その表現方法を含めて誰にでもわかるように、また、見たいと思えるように工夫していく必要があります。

・公表にあたっては、公共施設の閲覧及びホームページに施策案の全文を掲載します。市報では公表している旨の記事を掲載します。さらに、報道機関への記事提供などを通じて広く市民に周知するよう努めます。

(意見公募手続における意見書の提出期間等)

第8条 前条第1項後段の規定による意見の公募に対する意見書(意見が記録された電磁的記録を含み、書類を作成することができないやむを得ない理由があると実施機関が認める場合)にあつては、意見が収録された音声ファイル等で実施機関が認め

るものをいう。以下同じ。)の提出期間は、同項後段の規定による施策の公表の日から20日以上(公表日は除く)の期間で、実施機関が定める期間とする。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、当該期間を7日間まで短縮することができる。

- 2 意見書の提出は、実施機関に対し、郵便等、ファクシミリ若しくは電子メールにより送付する方法又は持参する方法とする。
- 3 実施機関は、意見書を提出しようとする市民等に対し、当該意見書への住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、所在地及び名称並びにその代表者の氏名)の記載又は記録を求めるものとする。
- 4 実施機関は、前条第1項後段の規定により公表する施策の名称、概要及び公表場所、第1項の意見書の提出期間、提出方法等について、市報等により広く市民等へ周知を図るよう努めるものとする。

(考え方)

・ 施策案を公表してから、市民の皆さんが考えたり、文書をまとめたりする期間として20日以上(公表日は除く)の期間を実施所管課長が定めます。緊急その他やむを得ない理由があれば市民意見を求めることなく施策を立案することができますが、市民に与える影響が非常に大きな案件によっては意思決定した後の事後報告よりも、短い期間であっても市民参画の機会を確保することが、より制度の趣旨を反映できることから、その期間を7日まで短縮することができるものとしします。

・ 意見の提出方法は、提出された意見を正確に把握するため、書面によるものとし、電話や口頭による意見は提出できません。(一般的なご意見としてお聞きします。) 但し、体に障害のある方などから録音テープなどの音声記録媒体により提出があつた場合には、実施機関の判断により受け付けることができるものとしします。

・ 意見の提出にあたっては、責任のある立場で意見を提出していただくために住所・氏名(法人その他の団体にあつては、所在地及び名称並びにその代表者の氏名)の記載を求めることとしします。

(意見公募手続における意見の取扱い)

第9条 実施機関は、意見書に記載又は記録された意見(以下「提出意見」という。)を考慮して施策を策定しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により施策を策定しようとするときは、あらかじめ、政策推進会議の意見を聴かなければならない。

(意見公募手続の結果の公表等)

第10条 実施機関は、前条第1項の規定により施策を策定したときは、速やかに、当該施策の内容、当該施策に係る提出意見の概要、当該提出意見に対する本市の考え方その他必要な事項(以下「意見公募手続の結果」という。)を公表しなければならない。この場合において、意見公募手続の結果の公表期間は、その公表の日から20日以上(公表日は除く)の期間で、実施機関が定める期間とする。

- 2 第4条第2項の規定は、前項の規定による公表について準用する。
- 3 実施機関は、第1項の規定により公表する意見公募手続の結果の概要、公表場所、公表期間等について、市報等により広く市民等へ周知を図るよう努めるものとする。

(考え方)

・ 実施機関は、市民の皆さんから提出していただいた意見を参考にして、当該施策等の意思決定を行うとともに、意見の施策等への反映の有無にかかわらず提出していただいた意見に対する本市の考え方を公表します。また原案を修正した場合にはその内容、理由をあわせて公表します。

(次頁へ続く)

(考え方 続き)

- ・提出していただいた意見について検討を行う場合、次の項目を基準とします。
 - ▽単に賛否や要望を表したものでないこと
 - ▽原案の代替案として全市民的視点で合理性、公平性を備えているものであること
 - ▽財政運営方針に掲げる達成すべき目標とそれに向けた財政規律、財政運営の目標とルー
ルの枠組みを崩すものでないことなど
- ・提出していただいた意見で類似しているものは集約して公表します。また、賛否だけの意見で理由のないものにつきましては本市の考え方を示すことができませんので、そのような意見があった旨だけを公表します。公序良俗に反するものなど公表することが不適切な意見につきましては、その全部または一部を公表しないものとします。

(施行の細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、市民意見聴取プロセスについて必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。
(尼崎市市民意見公募手続（パブリックコメント）実施要綱の廃止)
- 2 尼崎市市民意見公募手続（パブリックコメント）実施要綱（平成15年7月1日市長決定）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に策定する施策について適用する。
- 4 前項に定めるもののほか、施行日において現に立案過程にあると認められる施策について必要な経過措置は、市長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年6月3日から施行する。

(考え方)

- ・この要綱の施行期日を平成24年1月1日としたものであり、実施機関はこの日以降に計画等を策定する場合には、この要綱に基づき市民意見聴取プロセスを実施するものとします。また、この要綱の施行の際、既に立案過程にある施策等で、パブリックコメントの手続に準じた手続を経たものについては適用しないものとします。
- ・平成25年4月1日 改訂：市民の皆さんにより分かりやすい帳票にするため、政策形成プロセス計画書（様式2）を改訂しました。
- ・平成26年5月1日 改訂：
 - ①（様式3）の「6. 施策の検討経過」に(1)素案検討過程での主な論点、(2)策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由」を記載できるように、様式を改訂しました。
 - ②（様式2）の「政策形成プロセス計画書」において、行政が市民の皆さんから意見を募集するタイミングが複数ある旨がわかるように、様式を改訂しました。
- ・令和元年6月3日 改訂：熟度の低い段階において、より市民の皆さんに分かりやすい帳票にするため、様式1の改訂を行うとともに、市民の皆様へ意見を伺う際に軽重をつけるため、市民意見聴取プロセスの対象案件の整理を行いました。